

議第51号

地方独立行政法人京都市産業技術研究所に職員を引き継ぐ京都市
の内部組織を定める条例の制定について

地方独立行政法人京都市産業技術研究所に職員を引き継ぐ京都市の内部組
織を定める条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

地方独立行政法人京都市産業技術研究所に職員を引き継ぐ京都市
の内部組織を定める条例

地方独立行政法人法第59条第 2 項の規定により地方独立行政法人京都市産
業技術研究所に職員を引き継ぐ本市の内部組織は、旧京都市産業技術研究所
条例第 1 条に規定する京都市産業技術研究所とする。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人京都市産業技術研究所に職員を引き継ぐ本市の内部組織
を定める必要があるので提案する。